



同時
発表

水管理・国土保全局

令和元年9月17日
本資料の配布を以て解禁

「砂浜」を海岸保全施設として全国初指定

～今後の砂浜保全を見据え、石川海岸（松任工区）を海岸保全施設に指定～

砂浜の保全を効果的に進めるための取組として、石川海岸（松任工区）において、直轄海岸事業により整備した砂浜を海岸保全施設^{まつとう}に指定（令和元年9月12日）しました。海岸法に基づく指定としては全国初の事例となります。

※海岸保全施設：海岸法に定められている、堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜等の施設。

1. 砂浜指定範囲：^{とくみつ}徳光地区（^{とくみつ}徳光ハイウェイオアシス付近の砂浜）に指定範囲を設定。位置及び指定範囲は資料-1のとおり。

2. 砂浜指定の意義：砂浜は海水浴等の利用だけではなく、堤防や離岸堤等と一体となって高波を減衰させる役割をもっており、砂浜を海岸保全施設に指定し適切に管理することにより、海岸侵食や高波等による被害の防止など、砂浜の安定的な維持が図られ、背後地の住民の安全・安心や国土保全に寄与することができます。

3. 今後のモニタリング、管理について

今後の砂浜保全は、これまでのように侵食被害が深刻化してから事後的に対策するのではなく、予測を重視した順応的な砂浜管理を実施するため、予防的な対策が講じられるよう、通常の深浅測量や海岸巡視点検とあわせ、資料-2のモニタリング技術を活用し、砂浜の状態を定期的に確認していく予定です。

4. 現地説明会：^{とくみつ}徳光地区的海岸を管理・清掃している機関等を対象に、砂浜指定に関する説明会を別紙-3のとおり開催します。なお、当日は砂浜のモニタリングを行うため、UAVによる3D測量を実施予定です。

（添付資料）別紙-1 海岸保全施設として指定した砂浜の箇所・範囲等

別紙-2 今後の砂浜保全について

別紙-3 現地説明会のご案内

《同時発表記者クラブ》

新潟県政記者クラブ
新県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他・専門紙

《問い合わせ先》

【砂浜指定全般】北陸地方整備局 河川部 河川計画課

課長 志野 直紀（内線：3611）

建設専門官 越野 正史（内線：3613）

代表：025-280-8880 直通：025-280-8958 FAX:025-370-6796

【現地について（説明会含む）】 金沢河川国道事務所

副所長 大角 一浩（内線：204）

海岸課長 谷川 健一（内線：321）

代表：076-264-8800 FAX:076-233-9612

資料一 1

海岸保全施設として指定した砂浜の箇所・範囲等

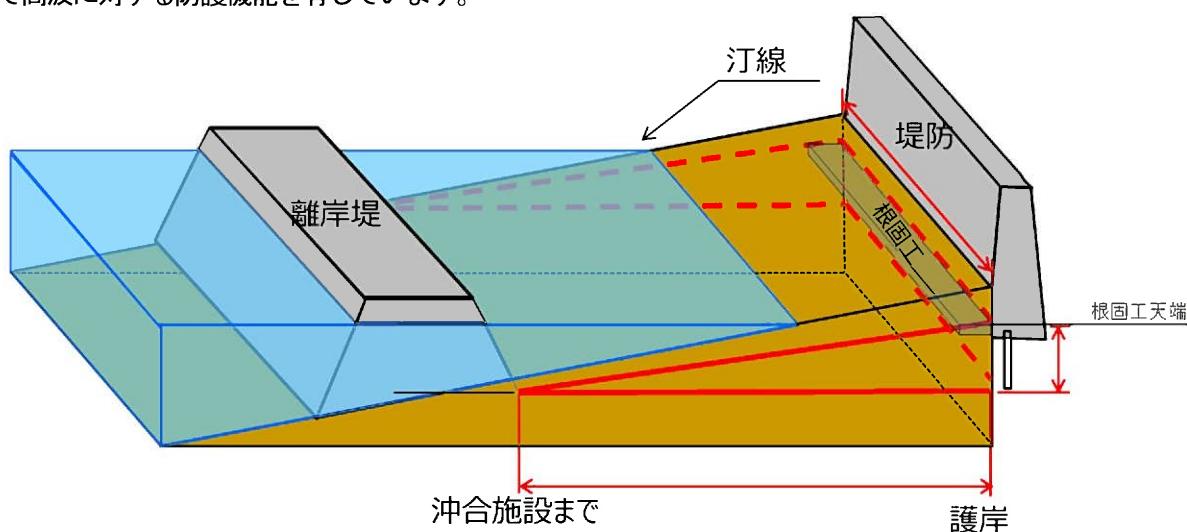
海岸の名称 : 加越沿岸松任海岸
(石川海岸直轄海岸保全施設整備事業を実施している松任工区)

地先名 : 石川県白山市徳光地先
指定する区域 : 下図の赤枠内の範囲



海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲（イメージ）：下図の赤枠の範囲

※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜の断面も含めて、沖合施設（離岸堤等）と一体となって高波に対する防護機能を有しています。



【資料-2】[参考] 今後の砂浜保全について

- 今後の砂浜の侵食対策においては、これまでのように侵食被害が深刻化してから事後的に対策するのではなく、予測を重視した順応的な砂浜管理を実施すべき（砂浜保全に関する中間とりまとめ※）。
- 順応的管理にむけて、まず直轄事業で整備した砂浜を対象に、海岸法に基づき砂浜を海岸保全施設として指定し、順応的な砂浜管理を実践するとともに、モニタリング手法の開発を進める。

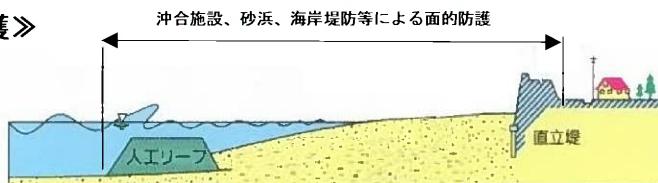
※「津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会」より（R1.6.20）

砂浜保全に関する中間とりまとめ（ポイント抜粋）

◆砂浜の機能

砂浜は波を減衰させ、背後に集中する人命や財産を高潮や津波等の災害から守るという重要な役割を担っている。

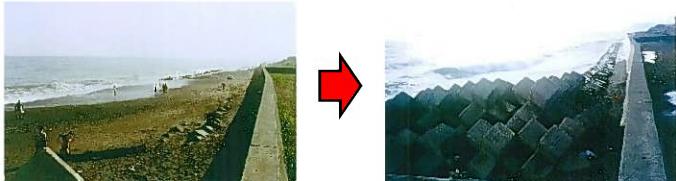
《面的防護》



◆砂浜保全の課題

これまで、砂浜の管理手法が明確になっていないこと、財政的な制約等から、海岸侵食の進行に対策が追いつかず、後追い的に対策が行われてきた。

《砂浜が消失するなど、深刻化した箇所で対策を実施》



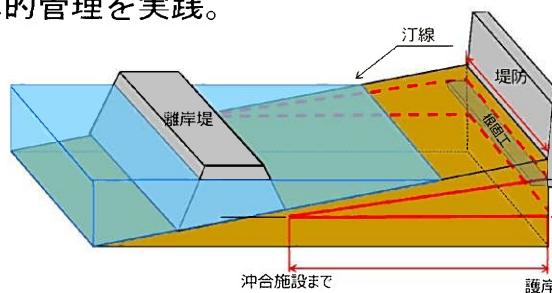
◆砂浜管理の基本方針

今後は、最新のモニタリング技術を活用し、砂浜の状態を定期的に確認することで、継続的に変化を把握し、必要な砂浜幅の確保ができないおそれがある事が事前に検知された時点で対策に着手する「予測を重視した順応的砂浜管理」を展開。

「予測を重視した順応的砂浜管理」の実施

◆砂浜を海岸保全施設として指定・管理

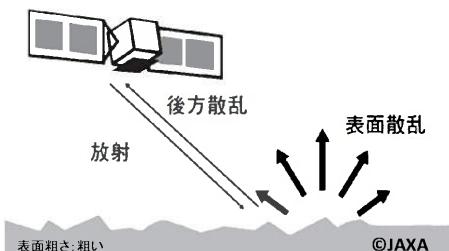
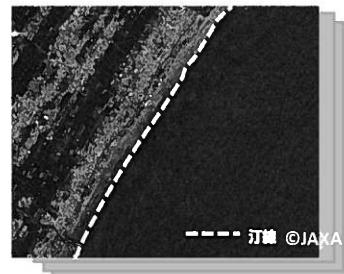
砂浜を、堤防等と同じく海岸を防護する施設として管理すべき対象であるという認識のもと、海岸法に基づく海岸保全施設として指定・管理し、現場において順応的管理を実践。



直轄事業で侵食対策として整備した、石川海岸（松任工区）の砂浜を海岸保全施設として指定。
(海岸法に基づく指定としては初の事例)

◆最新技術を活用した砂浜のモニタリング手法の構築

衛星画像の解析技術が進展したことを踏まえ、その最新技術を活用し日本全国の砂浜の侵食の兆候を把握するモニタリングを実施していく。



衛星SAR（合成開口レーダ）画像を活用し、汀線の位置を継続的に把握し、海岸線をモニタリングする技術

現地説明会のご案内

徳光地区の海岸を管理・清掃している機関等を対象に、砂浜指定に関する説明会を下記のとおり開催します。

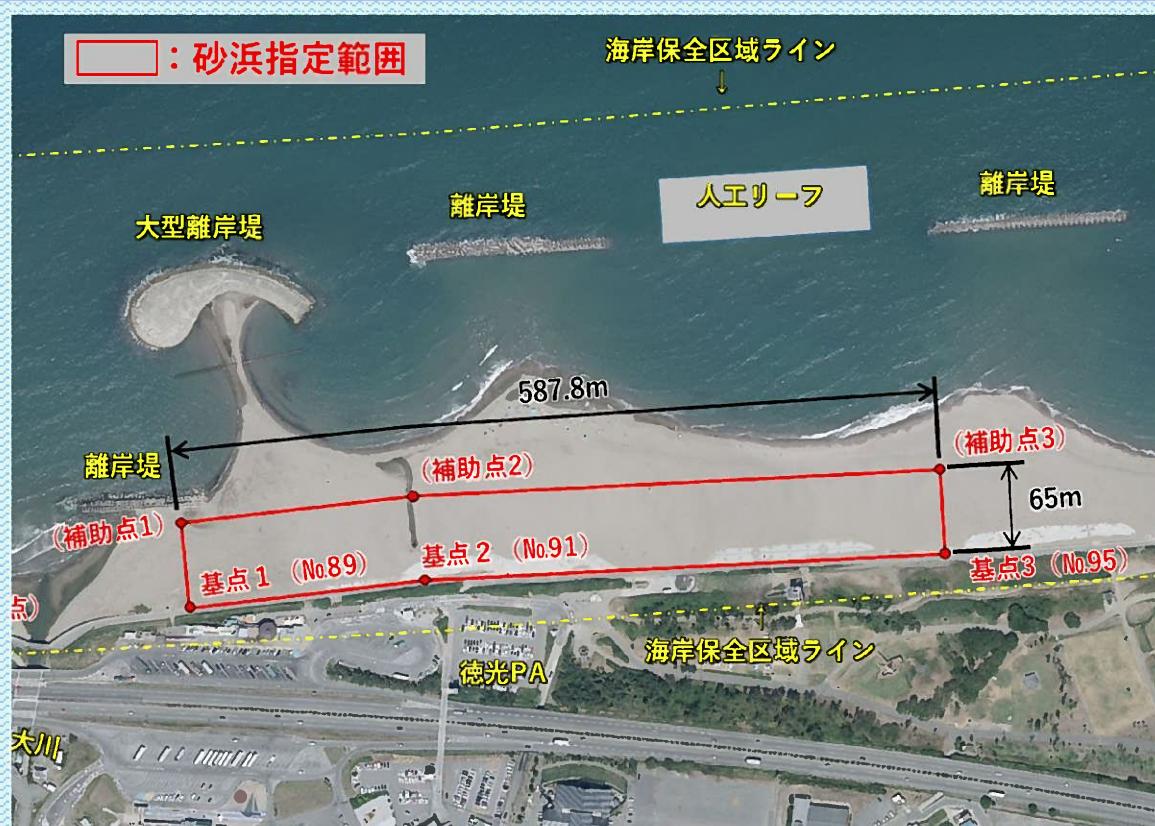
当日は砂浜のモニタリングを行うため、UAVによる3D測量を実施予定です。

日 時:令和元年9月19日(木) 14時から

集合場所:徳光パーキング横 砂浜海岸

参加者:自治体、地域住民、海岸協力団体等

* 小雨決行、雨天の場合は延期します。



《問い合わせ先》

金沢河川国道事務所

副所長 大角 一浩 (内線: 204)

海岸課長 谷川 健一 (内線: 321)

代表:076-264-8800 FAX:076-233-9612